

区域外就学許可基準

理由	申請要件	対象学年	許可期間	必要書類など
転出に関する理由	市外に転出後、引き続き転出前の学校に就学を希望する場合	小1～5 中1・2	原則学期末、 最長学年末まで	
		小6・中3	卒業まで	
転入に関する理由	転入が確実で、転入予定地の通学区域の学校への就学を希望する場合	小・中全学年	転入の日までの間	・転入先が確認できるもの（購入又は賃貸借契約書の写しなど）
その他の特別な理由	その他、教育委員会が特に必要と認める場合	小・中全学年	必要と認められる期間	

注意点

- 1 いずれの場合も、保護者は通学の安全面等を確保することとし、事前に校長と協議する必要があります。
- 2 小学校において区域外就学が認められている場合でも、中学進学時は改めて手続きが必要です。
- 3 住所地に居住していない等、申請内容や申請事由及びこれを証明する書類に虚偽があった場合は、区域外就学を取り消し、学区の学校に転校していただきます。